



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 5月25日火曜日 第1560号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... 549

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... 549

特約業者の指定..... 549

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 549

医療機関の指定..... 551

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... 552

指定医療機関の名称の変更..... 552

指定医療機関の廃止の届出..... 552

理容師法による講習会の指定..... 553

美容師法による講習会の指定..... 553

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）..... 553

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 553

河川整備計画の策定..... 554

道路の供用開始（一般国道440号）..... 554

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 554

## 告 示

### ○愛媛県告示第1133号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成16年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表中

4,231円	13,246円	4,243円	13,158円
5,118円	13,246円	5,065円	13,158円
6,028円	13,246円	5,954円	13,158円

6,735円	16,177円
7,267円	19,158円
7,322円	21,289円
7,184円	22,484円
6,801円	23,787円
6,233円	23,376円
4,379円	20,698円
4,120円	15,241円
4,120円	13,246円

を

6,664円	16,212円
7,140円	19,035円
7,262円	21,484円
7,067円	22,600円
6,439円	23,769円
6,026円	23,392円
4,323円	21,025円
4,140円	16,299円
4,140円	13,158円

に改

める。

### ○愛媛県告示第1134号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成16年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表常時介護を要する状態の部1の項中「106,100円」を「104,970円」に改め、同部2の項中「57,580円」を「56,950円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「53,050円」を「52,490円」に改め、同部2の項中「28,790円」を「28,480円」に改める。

### ○愛媛県告示第1135号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
住鋳技術サービス株式会社 代表取締役 瀬川 力	新居浜市北新町9番3号	平成16年 5月17日

### ○愛媛県告示第1136号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び小松町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
小松町  
周桑郡小松町大字新屋敷甲 496  
町長 塩出皓治
- 2 事業場の名称及び所在地  
石鎚山ハイウェイオアシス館  
周桑郡小松町大字新屋敷字白谷乙22番地29
- 3 特定施設に関する事項  
脱水洗濯機

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66の2号口洗たく施設	
特定施設の能力	1回当たり24キログラム処理	
設 置 年 月 日	平成15年12月28日	
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	2時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 10
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.3 最大 0.3	

洗濯乾燥機

特定施設の種 類	政令別表第1第66の2号口洗たく施設
特定施設の能力	1回当たり8キログラム処理
設 置 年 月 日	平成15年12月28日
使用開始の予定年月日	許可後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 歇
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 10
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 10
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 0.5	
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.15 最大 0.15

し尿処理施設（既設）

特定施設の種 類	政令別表第1第72号し尿処理施設	
特定施設の能力	1日当たり170平方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成15年12月28日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 10
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 136 最大 170	

- 4 汚水等の処理施設に関する事項  
し尿処理施設（既設）

設 置 年 月 日	平成15年12月28日		
処 理 施 設 の 種 類	生理処理 + 化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	合併処理浄化槽		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 15.5メートル 横 9.8メートル 高さ 4.8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり170平方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 220	通常 8 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 220	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5	通常 0.4 最大 0.5
	汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 136 最大 170	通常 136 最大 170

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 156 最大 196

○愛媛県告示第1137号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
ショージ歯科医院	河野章司	西宇和郡保内町宮内1番耕地288番1	平成16年4月1日
岡宮眼科	岡宮史武	北宇和郡広見町近永1489番地1	平成16年5月1日
ひかり薬局	有限会社きほく調剤	北宇和郡広見町近永1502番地1	平成16年5月1日
たかはし歯科	高橋 啓	南宇和郡城辺町甲1916-1	平成16年5月1日
いけだ薬局	有限会社エイリッシュ	今治市北日吉町一丁目25番5号	平成16年4月6日
かもめ調剤薬局	有限会社エクスプレス	今治市大新田町三丁目4番7号	平成16年4月7日
田口歯科	田口 斉	新居浜市庄内町五丁目2番51号	平成16年4月1日
医療法人サカタ産婦人科	医療法人サカタ産婦人科	西条市下島山甲1453番地	平成16年1月1日
みどり歯科医院	医療法人みどり歯科医院	西条市飯岡字岸之上3760番地1	平成16年4月1日
福住歯科クリニック	福住雅州	伊予市上吾川236-1	平成16年5月1日
北条病院	医療法人 樹人 会	北条市中須賀288番地5	平成16年4月1日
西予市国民健康保険周木診療所	西 予 市	西予市三瓶町周木1番耕地321番地27	平成16年4月1日
西予市国民健康保険二及診療所	西 予 市	西予市三瓶町二及2番耕地684番地1	平成16年4月1日
樋口内科皆江診療所	樋 口 敏	西予市三瓶町皆江1856番地28	平成16年4月1日
樋口内科蔵貫診療所	樋 口 敏	西予市三瓶町蔵貫浦674番地1	平成16年4月1日
樋口内科下泊診療所	樋 口 敏	西予市三瓶町下泊2707番地	平成16年4月1日
西予市国民健康保険高山診療所	西 予 市	西予市明浜町高山甲3656番地	平成16年4月1日
西予市国民健康保険依津診療所	西 予 市	西予市明浜町依津3番耕地228番地	平成16年4月1日
西予市国民健康保険田之浜診療所	西 予 市	西予市明浜町田之浜甲1108番地第3	平成16年4月1日
西予市国民健康保険狩江診療所	西 予 市	西予市明浜町狩江2番耕地1321番地第4	平成16年4月1日
西予市立宇和病院	西 予 市	西予市宇和町卯之町一丁目246番地1	平成16年4月1日

西予市立野村病院	西 予 市	西予市野村町野村 9号 53番地	平成16年 4月 1日	西予市国民健康 保険杉之瀬出張 診療所	西 予 市	西予市城川町嘉喜尾48 93番地 1	平成16年 4月 1日
西予市国民健康 保険坂石診療所	西 予 市	西予市野村町坂石2569 番地 1	平成16年 4月 1日	西予市国民健康 保険土居診療所	西 予 市	西予市城川町土居578 番地	平成16年 4月 1日
西予市国民健康 保険惣川診療所	西 予 市	西予市野村町惣川288 番地	平成16年 4月 1日	西予市国民健康 保険遊子川出張 診療所	西 予 市	西予市城川町遊子谷24 43番地	平成16年 4月 1日

○愛媛県告示第1138号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。  
平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目 9番 9号	訪問看護ステーションたかつ	新居浜市高津町 3番20号	平成16年 4月14日

○愛媛県告示第1139号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。  
平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
医療法人光佑会黒田病院	医療法人光佑会くろだ病院	医療法人光佑会	伊予郡松前町神崎586	平成16年 3月19日
星加小児科診療所	医療法人星加小児科内科フ ァミリークリニック	医療法人星加小児科内科フ ァミリークリニック	西条市大町612 - 1	平成16年 4月 1日

○愛媛県告示第1140号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。  
平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
ショージ歯科医院	河 野 章 司	西宇和郡保内町宮内 1 - 306	平成16年 4月 1日
いけだ駅西薬局	池 田 哲 之	今治市北日吉町一丁目 25 - 5	平成16年 4月 1日
永 広 薬 局	永 広 哲 一 郎	宇和島市丸之内 1 - 19 3	平成16年 3月 9日
田 口 歯 科	田 口 齊	新居浜市坂井町二丁目 8 - 17	平成16年 4月 1日
平井整形外科	医療法人 平井整形外科	西条市福武甲474番地 の 1	平成15年 4月20日
サカタ産婦人科	坂 田 圭 司	西条市下島山甲1453番 地	平成16年 1月 1日
森 医 院	森 正 紀	西条市大町1494番地の 1	平成15年 9月 5日
みどり歯科医院	松 尾 美 登 利	西条市飯岡3760 - 1	平成16年 4月 1日

北 条 病 院	木 下 詔 一	北条市中須賀288番地 5	平成16年 4月 1日
山本外科胃腸科 クリニック	山 本 哲 也	北条市北条512番 7	平成16年 4月 1日
三瓶町国民健康 保険周木診療所	三 瓶 町	西宇和郡三瓶町大字周 木 1 番耕地321番地27	平成16年 4月 1日
三瓶町国民健康 保険二及診療所	三 瓶 町	西宇和郡三瓶町二及 2 番耕地684番地 1	平成16年 4月 1日
明浜町国民健康 保険高山診療所	明 浜 町	東宇和郡明浜町高山甲 3656番地	平成16年 4月 1日
明浜町国民健康 保険俵津診療所	明 浜 町	東宇和郡明浜町大字俵 津 3 番耕地228番地	平成16年 4月 1日
明浜町国民健康 保険田之浜診療 所	明 浜 町	東宇和郡明浜町大字田 之浜甲1108番地第 3	平成16年 4月 1日
明浜町国民健康 保険狩江診療所	明 浜 町	東宇和郡明浜町大字狩 江 2 番耕地1321番地第 4	平成16年 4月 1日
町立宇和病院	宇 和 町	東宇和郡宇和町卯之町 一丁目246	平成16年 4月 1日
宇和町国民健康 保険下宇和直営 診療所	宇 和 町	東宇和郡宇和町大字明 間1205番地	平成16年 4月 1日
町立野村病院	野 村 町	東宇和郡野村町大字野 村 9号53番地	平成16年 4月 1日
野村町国民健康 保険惣川診療所	野 村 町	東宇和郡野村町大字惣 川288	平成16年 4月 1日

野村町国民健康 保険坂石診療所	野 村 町	東宇和郡野村町大字坂 石2569	平成16年 4月1日
城川町国民健康 保険杉之瀬出張 診療所	城 川 町	東宇和郡城川町大字嘉 喜尾4893番地 1	平成16年 4月1日
城川町国民健康 保険遊子川出張 診療所	城 川 町	東宇和郡城川町大字遊 子谷2443	平成16年 4月1日
城川町国民健康 保険土居診療所	城 川 町	東宇和郡城川町大字土 居578	平成16年 4月1日

#### ○愛媛県告示第1141号

理容師法（昭和22年法律第 234 号）第11条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都港区虎ノ門一丁目26番 5号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成16年 8月23日から 9月13日までの毎月曜日  
（ 9月 6日は除く。）
- 講習場所  
松山市宮田町 132 番地  
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料  
14,000円

#### ○愛媛県告示第1142号

美容師法（昭和32年法律第 163 号）第12条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都港区虎ノ門一丁目26番 5号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成16年 8月23日から 9月13日までの毎月曜日  
（ 9月 6日は除く。）
- 講習場所  
松山市宮田町 132 番地  
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料  
14,000円

#### ○愛媛県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西予市野村町蔵良、大西、中通川、鎌田及び栗木地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦

覧に供する。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・貝吹蔵良地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年 5月26日から 6月22日まで
- 縦覧場所  
西予市役所

#### ○愛媛県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西予市野村町鎌田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・貝吹蔵良地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年 5月26日から 6月22日まで
- 縦覧場所  
西予市役所

#### ○愛媛県告示第1145号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西予市野村町蔵良地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・貝吹蔵良地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年 5月26日から 6月22日まで
- 縦覧場所  
西予市役所

#### ○愛媛県告示第1146号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成16年 5月25日から 6月 7日まで

○愛媛県告示第1147号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第16条の 2 第 1 項の規定に基づき、肱川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を策定した。

その関係図書を愛媛県庁及び八幡浜地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味5638番 1 から 同字5645番 1 まで	平成16年 5月25日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申 請 年 月 日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 5月13日	N P O 法 人 クオリティ ア ン ド コミュニケーション オ ブ アーツ	徳 永 高 志	愛媛県松山市清水町三丁目83番 地	この法人は、社会資本としての芸術の振興と活用を推進するため、芸術活動を行う個人や団体また、これを楽しむ地域社会に対して、その支援や橋渡し、普及等に関する事業を行い、もって独創力、表現力、創造性のある人と地域の形成を目指し、公益に寄与することを目的とする。